

冊子① ご請求にあたり

政府の保障事業



お読みください。

国土交通省

政府保障事業へのご請求にあたって ご注意いただきたいこと

1. ご請求できる期限が決まっています。

請求区分	いつから	いつ（時効完成日）までに
傷害	治療を終えた日	事故発生日から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死亡	死亡日	死亡日から3年以内

2. 治療が終了されてからご請求ください。

政府保障事業では、事故による怪我の治療が終了してからご請求いただくことになっております。

（ただし、ご請求の時効が近づいている場合は、例外として受付いたしますので、早急に損害保険会社（組合）の窓口にご相談ください。）

政府保障事業は、損害の填補基準（「自動車損害賠償保障事業が行う損害の填補の基準」（平成19年国土交通省告示第415号））に基づき、治療費等については、必要かつ妥当な実費を填補することとしているため、医師の診断を受けていない場合、交通事故との因果関係が認められないことがあります。また、交通事故と受傷の因果関係が認められないと、お支払いができない場合があります。



3. 人身事故の交通事故証明書を入手してください。

（ひったくり等で刑事事件扱いになっている場合は除く）

ご請求にあたり、警察への人身事故の届出が必要です。無届や物件事故扱いですと、原則として政府保障事業のお支払いの対象となりませんので、ご注意ください。申請用紙は最寄りの自動車安全運転センターのほか、警察署・交番・駐在所等に備え付けてあります。

4. お仕事中・ご通勤中の交通事故の場合は労災対象です。

ご請求のありました交通事故が、業務中や通勤途中（出・退勤途中）であった場合には、労災保険より給付が受けられる場合があります。



業務中の事故



通勤途中の事故

労災保険の対象となりうる事故の場合は、労災保険から給付されるべき金額については、法律上、政府保障事業のお支払いの対象となりません。業務中や通勤途中の事故で、まだ労災保険の支給申請をされていない場合は、別途労災保険への支給申請が必要となりますので、事故にあわれた状況についてあらためてご確認のうえ、申請につき勤務先とご相談ください。

詳しくは、P3の「労災保険について（ご確認のお願い）」をご参照ください。☞

5. 健康保険を使用することができます。

医療機関には「ひき逃げ（または無保険車）による事故のため自賠責保険が使えないので、健康保険（お仕事中・ご通勤中の場合は労災保険）で治療してほしい」旨お申し出ください。

なお、健康保険等の社会保険からの給付相当額は、法律上、政府保障事業のお支払いの対象となりません。すでに自由診療料金で治療を受けている場合でも、健康保険等の社会保険からの給付相当額は、政府保障事業のお支払いの対象となりませんので、ご加入の健康保険に別途ご請求いただく必要があります。

詳しくは、P4の「健康保険等について（ご確認のお願い）」をご参照ください。☞

6. ご請求できる方は原則として被害者ご本人（亡くなられた場合はご遺族）です。

請求区分	請求権者
傷害・後遺障害	被害者
死亡	法定相続人 および遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子および父母）

- ① 請求時点で被害者が未成年の場合は、親権者（または未成年後見人）からのご請求となります。ご両親が親権者の場合、ご両親が連名でご請求いただくか、いずれかお一人が請求者となり、もうお一人は請求者へご請求を委任していただく必要があります。
- ② 成年の請求権者が重度後遺障害等のため、自ら請求することができない場合は、成年後見人からのご請求となります。
- ③ 上表に該当するご遺族が複数名おられる場合は、原則として、そのうちのお一人が代表して請求者となり、その他の方は代表者にご請求を委任してまとめていただきます。
- ④ 請求行為自体は、民法第643条（委任）の規定にもとづき委任請求することができます。ただし、病院からの治療費の請求等、損害の一部のみの委任は認められていません。

7. 保障事業でお支払いの対象にならない場合があります。

- ① 時効により、政府保障事業に対する請求権が既に消滅している場合※
※ 1. の表の期限を超えている場合は、時効について、損害保険会社（組合）にご確認ください。
- ② 自賠責保険（共済）に請求できる場合※
※ 事故関係車両（単独事故含む）に1台でも有効な自賠責保険（共済）が付保されている場合は、まず、自賠責保険（共済）への請求が可能かどうか、損害保険会社（組合）にご確認ください。
- ③ 被害者と加害者の間で人身事故に関する示談が成立し、当該示談の条項どおりにその内容が履行され、損害賠償金が被害者に支払われている場合
- ④ 被害者の一方的な過失による事故の場合（被害者の100%過失による事故の場合）
- ⑤ 健康保険や労災保険等の社会保険による給付額および損害賠償責任者支払額の合計が、法定限度額を超えている場合
- ⑥ 健康保険や労災保険等の社会保険による給付額、損害賠償責任者支払額および被害者の重大な過失に伴う減額の合計が、損害の総額を超えている場合
- ⑦ 自動車保険（共済）「人身傷害補償保険（共済）」から既に保険金の支払いを受けている場合※
※ 詳しくは、P5の「自動車保険（共済）「人身傷害補償保険（共済）」からの支払いを受けた場合又は支払いを受ける予定がある場合の注意点」をご参照ください。☞
- ⑧ 後遺障害が残った場合でも、自動車損害賠償保障法に定める等級に達しない、または、該当しない場合
- ⑨ 加害車両が、自賠責保険（共済）の対象とならない車種※の場合
※ 小型耕耘機等の農耕作業用小型特殊自動車や、自転車等の軽車両
- ⑩ 自損事故でご自身が受傷された場合
※ 他車の運行との因果関係が認められない場合
- ⑪ 人身事故証明書が提出されない場合（ひったくり等で刑事事件扱いになっている場合は除く）

本人確認書類の提出について (ご確認のお願い)

政府の保障事業（自賠法第72条第1項第1号又は第2号）への損害填補請求時における本人確認書類は、自賠法施行規則第27条第1項第3号及び同条第2項第2号の規定により、「被害者の氏名及び住所」を証するに足りる書面の提出を義務づけているところであり、以下の資料をご提出ください。

本人確認書類とは、以下の①又は②のいずれかの書類をいいます。

本人確認書類①；填補請求書（請求を委任する場合は委任状）に押印する場合は、押印した印の印鑑登録証明書

本人確認書類②；マイナンバーカード（表面のみ）コピー、運転免許証コピー、住民票、戸籍の附票、健康保険証コピー、健康保険等の資格確認書コピー、在留カードコピー、各種障害者手帳コピー、児童扶養手当証書コピー、特別児童扶養手当受給証明書コピー、母子健康手帳コピー、戦傷病者手帳コピー、運転経歴証明書コピー、特別永住者証明書コピー
(本人確認書類②については2点)

(※)「コピー」と記載があるものを除き、必ず原本をご提出ください。

また、本人確認書類のうち、住所が裏面に記載されているものについては、裏面のコピーについてもご提出ください。

➤ 【被害者本人が請求する場合又は請求を委任する場合（被害者が亡くなった場合を除く）】
被害者の本人確認書類をご提出ください（委任請求の場合は委任状もご提出ください）

➤ 【被害者本人以外の方が請求する場合】

(1) 法定代理人（親権者、後見人）が請求する場合

- ・法定代理人であることを証明する資料として、親権を確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）等）をご提出ください。
- ・後見人であることを確認できる書面（家裁審判書謄本、審判確定証明書、登記事項証明書）をご提出ください。
- ・請求する方の本人確認書類をご提出ください。

(2) 任意代理人（弁護士等）が請求する場合

- ・委任状をご提出ください。
- ・請求する方の本人確認書類をご提出ください。

(3) 相続人又は遺族慰謝料請求権者が請求する場合（被害者が亡くなった場合又は死亡による損害を請求する場合）

- ・請求する権利を証明する資料として、相続権を確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）、法定相続情報一覧図等）、遺族慰謝料請求権者であることを確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）等）をご提出ください。

労災保険について (ご確認のお願い)

被害者様が、「業務中」や「通勤途中」に事故にあわれた場合は、以下の点にご注意ください。

- ① 貴方様から政府保障事業にご請求いただきました自動車事故が、

被害者様の「業務中」や「通勤途中(出勤途中、退勤途中)」の事故

であり、かつ、

事業主に雇用され、賃金の支払われている労働者である*

※ 常勤、臨時雇、アルバイトやパートなどの雇用形態には関係なく全て労災保険の対象となる。ただし、法人の役員等は対象外

または

小規模事業主や大工・左官などのいわゆる一人親方等であって、ご自身で労災保険に特別加入をされている

ときは、労災保険に支給申請されると、労災保険の給付を受けられる場合があります。

- ② 政府の保障事業では、労災保険から給付されるべき額（治療費及び休業損害の一部等）については、自動車損害賠償保障法第73条第1項の規定により、お支払いの対象となりません。

以上によりまして、被害者様がこのたびの事故につき労災保険への支給申請をされていなくても、労災保険の対象となりうる事故の場合は、労災保険から給付されるべき額については、法律上、政府保障事業のお支払いの対象となりません。その分の給付を受けるためには、大変お手数ですが労災保険の支給申請手続きが別途必要となります。なお、労災保険への請求には時効があるため、至急事業主ならびに所轄労働基準監督署へご相談されることをお勧めいたします。

なお、業務中の事故に該当する場合、「休業開始から最初の3日間*1」の休業補償については、労働基準法により事業主に補償義務があります。政府の保障事業では法律上、その事業主からの補償相当額についても上記と同様にお支払いの対象となりません。

したがって、この待期期間3日分の補償*2についても、併せて事業主にご相談されることをお勧めいたします。

※1 労災保険から給付されない、いわゆる「待期期間」にあたります。

※2 給付基礎日額の60/100 × 日数（最大3日分）

健康保険等について (ご確認のお願い)

被害者様の治療費につき、以下の点にご注意ください。

- ① 治療に際し、健康保険を利用しないで、「自由診療料金」で治療費をお支払いになられた場合でも、被害者様から健康保険に直接支給申請をされると、健康保険給付を受けることができます。
(例えば、被害者様ご加入の健康保険の患者負担割合が3割であったとしますと、治療費の3割は自己負担となりますが、7割分は健康保険から給付を受けられることとなります。)
- ② 政府の保障事業では、被害者が健康保険等の被保険者またはその家族である場合は、健康保険等の保険者側が負担すべき額(健康保険法第99条に定める傷病手当金を含む)については、自動車損害賠償保障法第73条第1項の規定により、お支払いの対象となりません。

以上によりまして、被害者様がこのたびの事故による怪我の治療を自由診療料金で受けられた場合は、健康保険等の保険者側が負担すべき額については、お支払いの対象となりません。その分の給付を受けるためには、大変お手数ですが健康保険への支給申請の手続きが別途必要となります。なお、健康保険への請求には時効があるため、至急ご加入健康保険に療養費支給申請についてご相談されることをお勧めいたします。

【ご相談先】

- ・国民健康保険および後期高齢者医療制度(長寿医療制度):自治体(市区町村)の窓口
- ・協会健保:全国健康保険協会 都道府県支部
- ・組合健康保険:それぞれの健康保険組合

自動車保険（共済）「人身傷害補償保険（共済）」からの支払いを受けた場合又は支払いを受ける予定がある場合の注意

人身傷害補償保険（共済）（以下「人傷保険」といいます。）は、主として自動車保険（共済）（任意保険）に付帯する保険（共済）で、事故による傷害で生じた治療費等のほか、死亡、後遺障害による損害を実損払いで補償します。

政府保障事業（以下「保障事業」といいます。）への請求にあたり、人傷保険からの支払いを受けた方、又は請求を予定されている方は、下記の点にご注意ください。

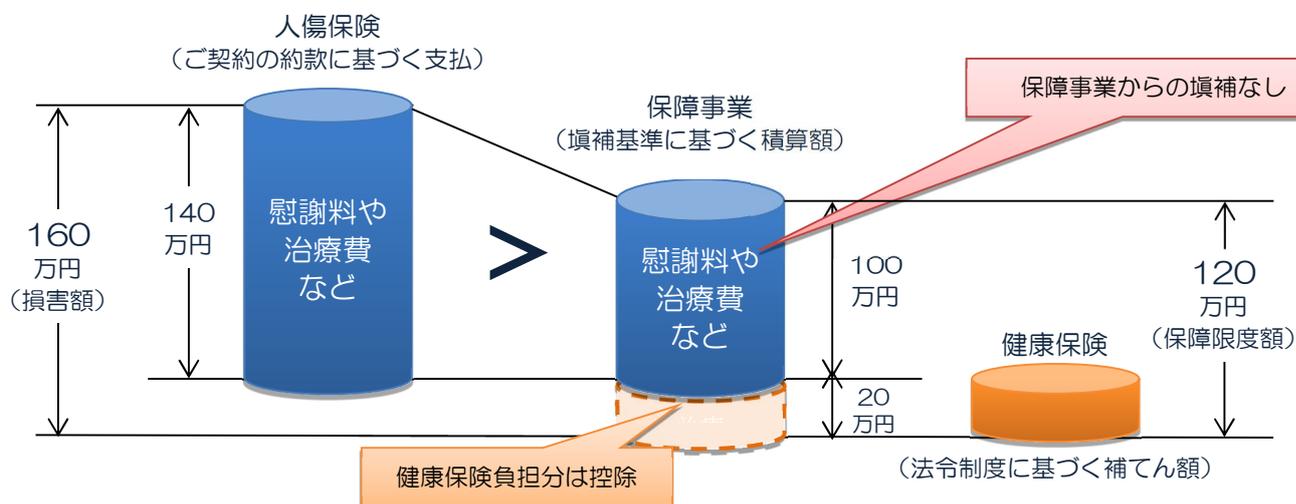
1. 人傷保険の保険金と保障事業による損害填補は、重複して受けることができません。

人傷保険と保障事業は、交通事故の被害者が被った損害を一定の条件の下に補償又は填補する制度です。しかし、人傷保険と保障事業のいずれにも請求ができる場合であっても、事故により発生した損害額を超え、重複して補償又は填補を受けることができません。

万一、保障事業と人傷保険の重複支払いが判明した場合、重複する額について、国土交通省又は保険金を支払った保険会社等から返納をお願いすることがありますので、ご注意ください。

[例：保障事業から填補されないケース]

事故によって160万円の損害が生じ、すでに人傷保険から140万円が支払われている場合、仮に保障事業での基準による填補金額が100万円（限度額120万円から健康保険での負担額20万円を控除した額）であったとしても、保障事業からは重複して損害が填補されることはありません（人傷保険からの支払いのみとなります。）。



2. 人傷保険での支払いに関する情報取得にご同意ください。

保障事業からの損害填補にあたり、上記、重複部分を的確に調査させていただくため、別紙「人身傷害補償保険（共済）へのご請求に関する確認書」のご提出をお願いします。

「個人番号（マイナンバー）」、「健康保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号」および「生活保護の公費負担者番号及び受給者番号」が印字された書類をご提出いただく際のお願い

政府の保障事業の損害調査業務における取扱い方針

◆政府の保障事業の損害調査業務では、「個人番号（マイナンバー）」、「健康保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号」および「生活保護の公費負担者番号及び受給者番号」を利用（提供、収集、保管）しませんので、政府の保障事業の損害調査業務で必要とする書類のご提出の際は、以下のご対応をお願いします。

- ✓ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条などにより、個人番号を利用できる場合が制限されています。政府の保障事業の損害調査業務では個人番号の利用が認められていませんので、個人番号が印字されている書類のうち、政府の保障事業の損害調査業務で必要とする書類のご提出の際は、次ページに記載のとおりご対応をお願いします。
- ✓ 「健康保険法」（2020年10月1日施行）では、厚生労働省令などで定める場合を除き、本人確認を目的とした保険者番号及び被保険者等記号・番号の告知要求制限・利用制限が規定されています。政府の保障事業の損害調査業務では保険者番号及び被保険者等記号・番号の利用が認められていませんので、保険者番号及び被保険者等記号・番号が記載されている書類等のうち、政府の保障事業の損害調査業務で必要とする書類等のご提出の際は、次ページに記載のとおりご対応をお願いします。
- ✓ 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、生活保護受給者の公費負担者番号および受給者番号（以下「受給者番号等」といいます。）を利用できる場合が制限されています。政府の保障事業の損害調査業務では受給者番号等の利用が認められていませんので、受給者番号等が印字されている書類のうち、政府の保障事業の損害調査業務で必要とする書類のご提出の際は、次ページに記載のとおりご対応をお願いします。

